

小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画（後期）

1 はじめに

本市の可燃ごみ処理については、3市（日野市、国分寺市、本市）で共同処理する施設が令和2年4月から本格稼働したところである。

今後とも、循環型社会の形成を目指すとともに、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層、ごみの減量及び資源化の推進に努めていくことが求められる。

このような状況の中で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき策定した小金井市一般廃棄物処理基本計画の中で、行政の役割は、市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むと位置づけられていることを受け、市施設のごみゼロ化行動計画を策定し、市庁舎の施設、事務・事業に伴う廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進めてきたところである。

平成23年4月に策定した小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画策定から10年が経過したため、本来であれば新たな行動基本計画を策定する時期ではあるが、庁舎の移転の際には、計画内容を変える必要があることから、令和6年3月31日まで延伸を行っていた。また、令和6年4月1日以降も庁舎移転の状況が変わらなければ再延伸することが諮問にて了承されている。

清掃関連施設整備事業が最終年度を迎え、循環型社会の形成に資する施設の再配置に一定の目処が立ったこと、また、コロナ禍の影響による社会情勢の変化の影響を考慮し、令和6年度から小金井市一般廃棄物処理基本計画の改定に取り組むこととなったため、小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画（後期）を令和8年3月31日まで再延伸することとする。

2 本計画の目的

市内大規模事業所である市施設から排出される廃棄物の量を限りなく少なくする行動のため必要な事項を定める。

3 計画期間

平成23年4月1日から令和8年3月31日まで

（再延伸期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日）

4 対象施設

小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱第3条第1項に規定する施設を対象

とする。

5 計画内容

(1) 廃棄物の減量目標

令和4年度の実績を基準とし、市施設全体の排出量は令和5年度からの3年間で6%を減とする。ただし、令和5年度以降の実績値が基準年度と大きく乖離している場合は、状況に応じて目標数値の見直しを行う。

(2) 廃棄物の資源化の目標

令和4年度の実績を基準とし、市施設全体の資源化率は令和5年度からの3年間で6%を増とする。ただし、令和5年度以降の実績値が基準年度と大きく乖離している場合は、状況に応じて目標数値の見直しを行う。

(3) 前2号に掲げる目標を達成するための具体的な内容

ア 職員一人一人が本市の置かれている状況及び計画を理解し、市民及び対象施設の利用者に対してもごみゼロ化行動への協力を求めるものとする。

イ ごみの発生抑制を最優先とした3Rを積極的に実施する。

ウ 資源化可能な廃棄物は確実に資源化する必要があるため、職員が市民の手本となるよう、廃棄物を排出する際には分別を徹底する。

エ ごみの排出場所の削減等を含め、ごみの減量に必要な対策を随時検討し、実施する。

(4) 実施体制

ア 要綱第7条第1項に規定する市施設ごみゼロ化行動推進部会において、小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画（以下「実施計画」という。）を毎年度策定し、策定した実施計画の進捗状況を毎年度検証の上、推進会議に報告する。

イ 要綱第10条に規定する市施設ごみゼロ化行動推進リーダー及び要綱第11条に規定する市施設ごみゼロ化行動推進員を中心として、小金井市施設ごみゼロ化行動を実施する。